

令和8年度山形県やまがたの木まちづくり推進事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、木の溢れる暮らしを実現し県産木材を活用する、しあわせウッド運動を推進するため、県内の事務所等の新築、増築、改築又は修繕において当該事務所等の内装等の木質化に取り組む者に対し、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）、令和8年度山形県やまがたの木まちづくり推進事業募集要領及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 県産木材 やまがた県産木材利用センターが実施する「やまがたの木」認証制度等により産地証明された木材をいう。
- (2) 木質化 以下のことをいう。
 - ①天井、床、壁、窓枠等、室内で面的に木材を利用すること
 - ②外壁等、施設の屋外で面的に木材を利用すること
 - ③備え付けの書棚、受付カウンター等の什器類に木材を利用すること（容易に移動が可能な備品類は対象外とする）

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者であることとする。

- (1) 補助対象施設を所有又は管理する者であること
- (2) 法人格を有する民間事業者であること
- (3) 宗教的活動を行う組織又は団体ではないこと
- (4) 県税（県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納している者でないこと
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を営む者ではないこと
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が関与していないこと

(交付の対象及び補助率)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する施設の内装等の木質化とし、補助対象経費、補助率、補助要件は、別表に掲げるとおりとする。

- (1) 山形県内に所在し、利用者が特定の者に限定されない施設であること
- (2) 国、地方公共団体が所有又は管理する施設、個人が所有する施設でないこと
- (3) 事業実施後、8年以上継続的に利用が見込まれる施設であること

(交付の申請)

第5条 規則第5条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は、知

事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 収支予算書（別記様式第2号）
- (3) 口座振替申込書（別記様式第3号）
- (4) その他知事が必要と認めるもの

（事前着手）

第6条 事業の効果的な実施を図るため、やむを得ない事情により補助金交付決定前に事業に着手する場合には、あらかじめその理由を明記した事前着手届（別記様式第4号）を知事に提出しなければならない。

（交付の条件）

第7条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助金の額の増又は10分の3を超える減を伴う変更以外の変更とする。

- 2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認及び補助金変更交付申請書（別記様式第5号）を提出しなければならない。
- 3 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（状況報告）

第8条 規則第12条の規定による補助事業状況報告書（規則別記様式第2号）の提出は、令和8年10月末日現在の状況を記載した事業実施状況調書（別記様式第7号）を添付して、翌月10日までにを行うものとする。

（実績報告）

第9条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書の提出期限は、補助事業完了後30日を経過する日又は令和9年4月5日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業成績書（別記様式第8号）
- (2) 収支精算書（別記様式第2号）
- (3) 補助対象事業費が確認できる資料
- (4) 完成写真（着工前の写真を含む）
- (5) 木材の使用箇所を明示した完成図面及び使用量が確認できる書類
- (6) 使用された木材が県産木材であることを証する書類
- (7) その他知事が必要と認めるもの

（補助金の支払）

第10条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし知事が必要と認めるときは、補助金の交付の決定の後に、概算払をすることがある。

- 2 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、概算払請求書（別記様式第9号）に資金計画書を添付して知事に提出しなければならない。

- 3 前項の請求書の提出は、前項に掲げる書類の電子ファイル（容易に編集できない形式に限る）を電子メールへ添付すること等により行うことができるものとする。

（帳簿の備付等）

- 第 11 条 補助事業者は、規則第 21 条の規定による帳簿及び証拠書類を整備し、令和 9 年度から 8 年間保管しておかなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、処分制限期間を経過しない場合においては、前項の規定にかかわらず財産管理台帳（別記様式第 10 号）その他関係書類を整理保管しなければならない。

（処分の制限）

- 第 12 条 規則第 22 条第 2 号の知事が指定する財産は、取得価格が 1 件 50 万円以上の機械及び器具とし、同条ただし書きの知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。
- 2 規則第 22 条の規定により知事の承認を受けようとするときは、財産処分等承認申請書（別記様式第 11 号）を知事に提出しなければならない。
 - 3 知事は、前項の承認をする場合、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

（書類の提出）

- 第 13 条 この補助金の知事に提出する書類の提出先は、農林水産部森林ノミクス推進課とする。

附 則

この要綱は、令和 8 年 3 月 24 日に施行し、令和 8 年度予算に係る補助金について適用する。

別表（第4条関係）

<p>1 補助対象経費</p>	<p>内装等の木質化に係る工事費（材料費、労務費、諸経費）とする。</p> <p>なお、本表3 補助要件の項（4）の表示板について、県産木材を使用して作成する場合は、その作成経費を補助対象経費に含めることができるものとする。</p> <p>また、次の経費は対象外とする。</p> <p>(1) 県から補助金の交付決定を受ける前に着工したもの （ただし、要綱第6条の規定による事前着手届を提出した場合はこの限りではない。）</p> <p>(2) 既設施設の内装等の取り壊しや廃棄等に係る経費</p> <p>(3) 消費税及び地方消費税</p> <p>(4) その他、補助することが不相当と判断されるもの</p>
<p>2 補助率</p>	<p>2分の1以内（補助上限額 2,000 千円）</p>
<p>3 補助要件</p>	<p>次の(1)～(6)のすべての要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 木質化の施工範囲が施設利用者の目に触れる場所であること</p> <p>(2) 総木材使用材積に対して県産木材の使用率が70%以上であること</p> <p>なお、総木材使用材積の対象範囲は、本事業により木質化に取り組む範囲とする</p> <p>(3) 補助対象経費について、他の補助事業との重複がないこと</p> <p>(4) 本事業を活用して木質化に取り組んだ旨を施設利用者に対して示すための表示板を設置できること（表示板の様子は別紙のとおりとする。）</p> <p>(5) 県が県産木材の普及啓発を目的として行う広報用素材の撮影、県ホームページへの掲載等の広報活動に協力できること</p> <p>(6) 耐火性、耐久性及び安全性等の観点から木材が適切に使用されていること</p>

収支予算（精算）書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減	備 考
県補助金				
補助事業者負担				
計				

2 支出の部

(単位：円)

区分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減	備 考
工事費				

口座振替申込書	
振込先銀行名	銀行 店
預金の種類	普通 ・ 当座
口座 名 義 人	フリガナ -----
口座番号	
<p>県公金の支払いについては、上記のとおり口座振替されるよう申し込みます。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所** _____</p> <p style="text-align: right;">(フリガナ) _____</p> <p style="text-align: right;">氏 名** _____</p> <p style="text-align: right;">※ 所在地、名称及び代表者名を記載</p> <p style="text-align: right;">電話番号 _____</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">山形県知事 殿</p>	

山形県知事 殿

団体名

代表者 職・氏名

令和8年度山形県やまがたの木まちづくり推進事業事前着手届

令和8年度山形県やまがたの木まちづくり推進事業について、下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着手をしたいので、令和8年度山形県やまがたの木まちづくり推進事業費補助金交付要綱第6条の規定により、届け出ます。

記

- 1 交付決定前に着手を行う理由
- 2 交付決定前の着手の条件
 - (1) 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由により実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、自らが負担すること。
 - (2) 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
 - (3) 採択を受けた事業について、着手から補助金の交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

令和 年 月 日

山形県知事 殿

団体名
代表者 職・氏名

令和8年度山形県やまがたの木まちづくり推進事業計画変更承認及び補助金変更交付申請書

令和 年 月 日付け森林第 号で補助金の交付決定の通知があった標記補助事業について、下記のとおり計画を変更し、補助金の変更交付を受けたいので、山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第1号の規定により承認されるよう、関係書類を添付して申請します。

記

1 変更の理由及び内容

2 補助金変更交付申請額

既交付決定額 (A)	今回変更増減額 (B)	変更交付申請額 (A) + (B)
金 円	金 円	金 円

(注) 添付する書類は、別記様式第1号及び別記様式第2号の様式に準じて作成し、変更前と変更後が比較対照できるよう2段書き（変更前を上段に括弧書き）すること。

山形県知事 殿

団体名

代表者 職・氏名

令和8年度山形県やまがたの木まちづくり推進事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け森林第 号で補助金の交付決定の通知があった標記補助事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第1号の規定により承認されるよう申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）の時期

令和8年度山形県やまがたの木まちづくり推進事業実施状況調書

総事業費（円）	事業の遂行状況				備考
	令和8年10月末までに 完了したもの		令和8年11月以降に実施す るもの		
	事業費 （円）	出来高 比 率	事業費 （円）	事 業 完 了 予 定 年 月 日	
		%			

(注) 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

令和 年 月 日

山形県知事 殿

団体名
代表者 職・氏名

令和8年度山形県やまがたの木まちづくり推進事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け森林第 号で交付決定の通知があった標記補助金について、下記のとおり概算払により交付されるよう請求します。

記

1 概算払を必要とする理由

2 補助金既交付決定額 円

3 補助金概算払請求額 円

4 振込口座

- (1) 金融機関(店舗)名
- (2) 口座種別
- (3) 口座番号
- (4) 口座名義人(フリガナ)

令和 年 月 日

山形県知事 殿

団体名

代表者 職・氏名

財産処分等承認申請書

令和8年度山形県やまがたの木まちづくり推進事業により取得した財産等について、下記のとおり処分したいので、山形県補助金等の適正化に関する規則第 22 条の規定により承認されるよう、関係書類を添付して申請します。

記

- 1 完成年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由
- 5 処分に伴う補助金返還予定額

別紙（表示板に係る仕様）

【必ず記載する内容】

- ・事業名
- ・県産木材を使用していること。

【記載例】

本施設は令和8年度山形県やまがたの木まちづくり推進事業により、山形県産木材を使用し、木質化に取り組みました。